

平成 23 年度入札制度の改善等について

本市の入札制度につきましては、これまでも、様々な改善に取り組んで参りましたが、その透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的とし、入札契約等の手続き等を、次のとおり見直します。

1. 条件付一般競争入札を拡大します

○ 改善の内容

入札の透明性及び公平性を高めるため、条件付一般競争入札の拡大を図ります。

対象工事	対象金額	
	現行	改善後（平成 23 年度から）
土木一式、下水道及び水道施設工事 （※除雪支援策の対象工事は除く）	設計金額 5,000 万円以上	設計金額 1,000 万円以上
上記以外の工事及び災害復旧工事	工事の難易、種類、規模等で必要があると認められる場合	工事の難易、種類、規模等で必要があると認められる場合

◎ 適用時期 平成 23 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事について適用。

2. 条件付一般競争入札に「事後審査」を導入します

○ 改善の内容

入札事務の効率化を図るため、従来の事前審査方式に加え、開札後、落札候補者が提出している配置予定技術者調書と確認資料による審査（「事後審査」という。）を行い、有効な入札を行なった落札候補者を落札者として決定する方式を導入します。

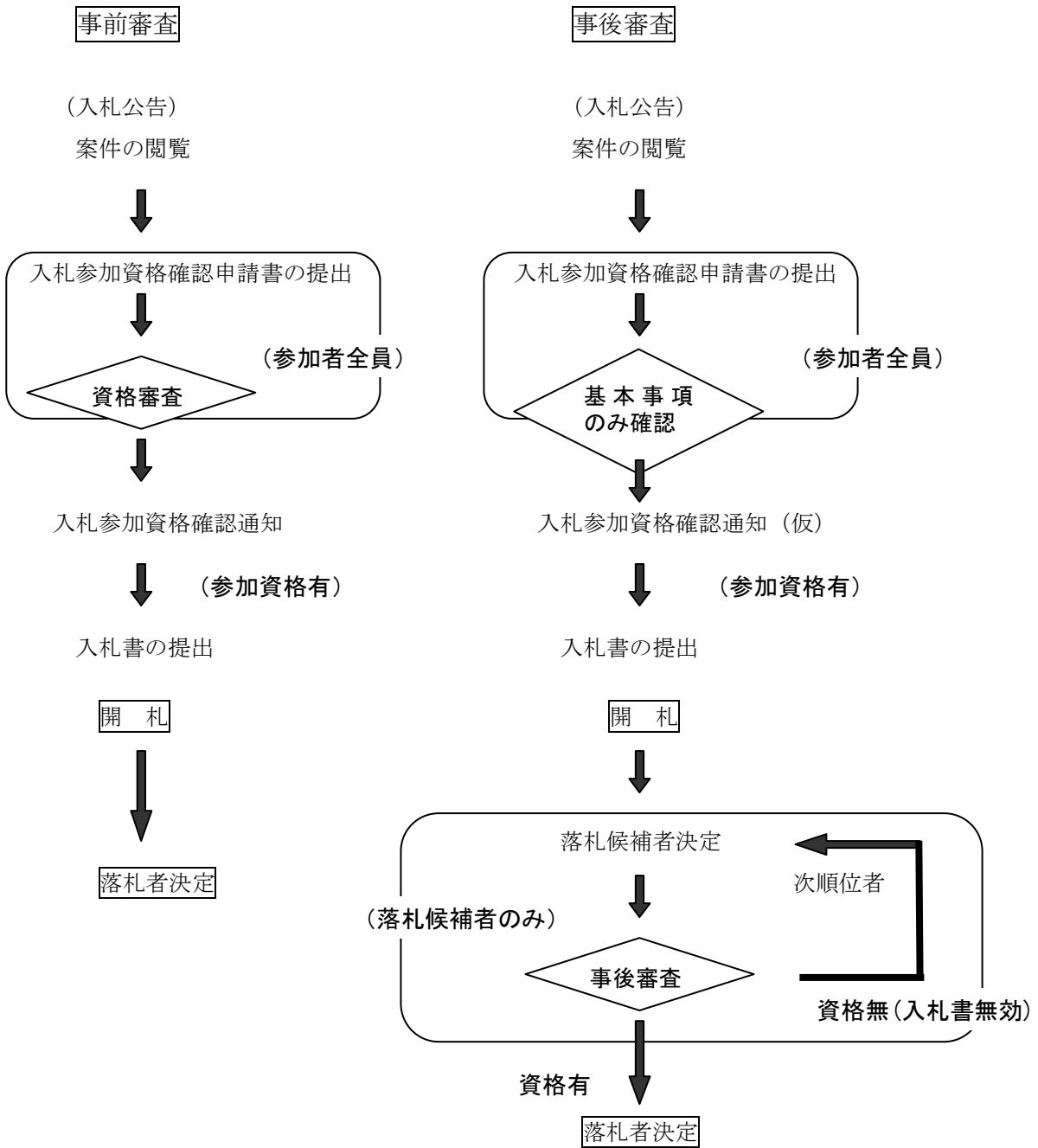
審査方式	対象工事	
	現行	改善後（平成 23 年度から）
事前審査	条件付一般競争入札を実施する全ての工事	同種工事の施工実績又は配置技術者の施工経験を求める工事及び J V 工事
事後審査	（未導入）	同種工事の施工実績又は配置技術者の施工経験を求めない設計金額 2,500 万円以上の工事

◎ 適用時期 平成 23 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う対象工事について適用。

○ 事後審査等の方法

入札手順	事後審査	契約時審査
	設計金額 2,500 万円以上の工事	設計金額 2,500 万円未満の工事
入札公告 (発注者側)		
案件の閲覧 (受注者側)		
入札参加資格確認申請 (受注者側)	<p><申請書類></p> <p>①入札参加資格確認申請書</p> <p>②配置予定技術者調書</p> <p>③配置予定技術者の資格要件を証明する資料</p> <p>④自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明する資料</p>	<p><申請書類></p> <p>①入札参加資格確認申請書</p>
入札参加資格の確認 (発注者側)	申請書と配置予定技術者調書により、基本事項のみ確認	
入札参加資格通知 (発注者側)	※基本事項の確認による仮通知	
入札書の提出 (受注者側)		
開 札 (発注者側)		
事後審査 (発注者側)	<p>(1) 落札候補者の提出した配置予定技術者調書と確認資料③④による審査を行う。</p> <p>(2) 事後審査の結果、入札参加資格がなかったと認めた場合は、当該落札候補者の行なった入札を無効とします。</p> <p>(3) 入札を無効とした場合は、次順位者を落札候補者とし、(1)の手続を行う。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続を行う。</p>	
落札者の決定 (発注者側)		
契約書の提出 (受注者側)	現場代理人等通知書の提出	現場代理人等通知書の提出
契約時審査 (発注者側)		※契約時に配置技術者等の審査を行います。
契約締結		

○ 事前審査及び事後審査の流れ



設計金額 2,500 万円未満の工事は、
契約時審査

3. 指名業者等の選定基準である完成工事高要件を緩和します

○ 改善の内容

指名競争入札（A級・B級）の業者選定基準の完成工事高平均額について、これまでの設計金額の2倍以上の要件を緩和し、設計金額以上（等倍）とします。併せて、条件付一般競争入札を実施する工事にも適用します。

対象工事	指名競争入札		条件付一般競争入札	
	現行	改善後 (平成23年度から)	現行	改善後 (平成23年度から)
A級工事	設計金額2倍以上	設計金額以上	設計金額以上	設計金額以上
B級工事	設計金額2倍以上	設計金額以上	(一般競争入札未導入)	設計金額以上
C級工事	設計金額以上	設計金額以上	(一般競争入札未導入)	(一般競争入札未導入)

◎ 適用時期 平成23年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う建設工事について適用。

4. 浄化槽設置工事に係る指名業者選定基準の完成工事高を見直します

○ 改善の内容

浄化槽設置工事に係る業者選定基準の完成工事高平均額は、従来の管工事に土木一式工事を加えた額とします。

対象工事	指名業者選定基準の完成工事高平均額	
	現行	改善後（平成23年度から）
浄化槽設置工事	管工事の完成工事高平均額	管工事の完成工事高平均額＋土木一式工事の完成工事高平均額の合算額

◎ 適用時期 平成23年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う浄化槽設置工事について適用。

5. 年間受注件数制限および同日落札数制限(取りぬけ)を継続します

平成 22 年度に試行した年間受注件数制限および同日落札数制限(取りぬけ)について、引き続き実施します。なお、取りぬけ制度の対象工事を見直します。

○ 同日落札数制限(取りぬけ)の改善内容

同日落札数制限(取りぬけ)の対象工事について、現行のA級の土木一式工事(下水道工事含む。)に加え、A級の除雪支援策工事と市が必要であると認めた工事を追加します。

同日落札数制限 (取りぬけ)	現行	平成 23 年度
対象工事	A級の土木一式工事 (下水道工事含む。)	A級の土木一式工事 (下水道工事含む。)
		A級の除雪支援策工事
		市が必要であると認めた工事

1 年間受注件数制限の運用基準

年間受注件数制限については、入札契約課で発注する土木一式工事(下水道工事含む。)に係るA級の対象案件とし、年間5件までとする。

- (1) 年間受注件数の適用期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとし、契約日により判断する。
- (2) 共同企業体による工事については、各構成員全てに1工事につき1件を加えるものとする。
- (3) 随意契約工事(不落随契除く。)、災害復旧工事及び除雪支援策の対象工事は含まないものとする。

<一般競争入札の場合>

- ① 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「参加資格なし」として確認通知書を発行する。
- ② 入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「資格取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

<指名競争入札の場合>

- ① 指名通知前において年間受注件数の制限を超える者は、指名しない。
- ② 指名通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「指名取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

2 同日落札数制限（取りぬけ）の運用基準

同日落札数制限については、同一日に開札する次に掲げる対象案件とし、落札件数を1業者1件とする。

- ① A級の土木一式工事（下水道工事含む。）
- ② A級の除雪支援策工事
- ③ 上記以外で市が必要であると認めた工事

- (1) 平成23年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行った案件より適用する。
- (2) 同日に開札する工事で、先に開札した工事の落札者は、「取りぬけ」とし、その後の入札案件で行った入札は「無効」とする。
- (3) 同日に開札する複数の同種工事で入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事については、同日落札制限対象から除外することができるものとする。
- (4) 災害復旧工事及び共同企業体の対象工事は含まない。
- (5) 土木一式工事（下水道工事含む。）と除雪支援策工事の間では、「取りぬけ」は適用しない。

3 継続実施期間

年間受注件数制限及び同日落札数制限については、1年間、継続実施する。その後においては継続の結果を踏まえて検討を行うこととする。

6. 設計図書に関する質疑の回答方法を変更します

○ 改善の内容

建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る設計図書に関する質疑の回答について、現行のFAX送信を廃止し、京丹後市ホームページに回答を掲載（閲覧）します。

質疑の回答	現行	改善後（平成23年度から）
回答方法	FAX送信による回答	京丹後市ホームページに回答を掲載（閲覧）
回答日	随時	入札公告及び指名通知書に回答予定日を指定
対象工事等	建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品等の供給・役務の提供	建設工事、測量・建設コンサルタント等業務

※ ただし、ホームページに入札公告及び閲覧図書を掲載していない建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務、又は物品等の供給・役務の提供は、従来どおりFAX送信とします。

◎ 適用時期 平成23年4月1日以降に入札公告、指名通知を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務について適用。

7. 物品等の供給及び役務の提供の入札結果をホームページに公表します

○ 改善の内容

入札及び契約の透明性を図るため、物品等の供給（物品の製造の請負、物品の売買及び貸借並びに印刷及び製本の業務をいう。）及び役務の提供の入札結果の公表について、従来の公衆の閲覧方法（入札契約課内）に加え、京丹後市ホームページにも掲載します。ただし、公表については契約を締結した後とします。

物品等の供給 役務の提供	現行	改善後（平成23年度から）
入札結果の公表	入札契約課内の閲覧	入札契約課内の閲覧
		京丹後市ホームページへ掲載

◎ 適用時期 平成23年4月1日以降に行われる一般競争又は指名競争入札から適用。

8. 工事成績評定の結果を通知します 〔新規〕

○ 導入の内容

業者の技術力の向上並びに公共工事の品質向上を目的とし、工事成績評定を実施し、その結果を施工業者に通知します。

工事成績評定	平成 23 年度から
評定対象工事	建設部、農林水産環境部、上下水道部が所管する建設工事のうち、次に掲げる工事を対象とする。 (1) 土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、下水道工事、電気工事、管工事については、B等級以上の入札案件 (2) 上記(1)以外の工事については、請負金額 500 万円以上の入札案件

◎ 適用時期 平成 23 年 4 月 1 日以後に完成した評定対象工事について適用。

9. 工事成績評定を平成 24 年度から主観点数に反映します 〔新規〕

○ 導入の内容

請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とし、工事成績評定の結果を京丹後市建設工事指名業者格付基準に規定する主観点数の審査に加えます。

評価項目	平成 24 年度から
評 点	工事成績評定点に応じ、プラス 40 点まで、又はマイナス 40 点までの範囲内で、加点又は減点する。
基準日及び評定方法	審査基準日を毎年 12 月 31 日とし直前 3 年間の平均値で評定する。
経過措置	① 平成 24 年度は、1 年間 (H23) の値 ② 平成 25 年度は、2 年間 (H23・24) の平均値 ③ 平成 26 年度以降は、直近 3 年間の平均値

◎ 適用時期 平成 24 年度以降に行われる主観点数の審査から適用。

10. KES取得状況を平成24年度から主観点数に反映します

〔新規〕

○ 導入の内容

企業の社会貢献度を評価し、企業評価の充実を図るため、特定非営利活動法人KES環境機構の定めたKESの認証を取得している場合は、京丹後市建設工事指名業者格付基準に規定する主観点数の審査に加えます。

KES認証取得状況	平成24年度から
ステップ1の認証を取得している場合	5点加算
ステップ2の認証を取得している場合	8点加算
KESとISO14001の両方を取得している場合	KESとISO14001との重複加算は無し (ISO14001の加算のみ)

◎ 適用時期 平成24年度以降に行われる主観点数の審査から適用。